

1. 学校での病気・けが

- 生徒が体調不良等で学校生活が困難になった場合、緊急連絡先に連絡します。体調や怪我の程度により、救急要請または直接医療機関に搬送する場合があります。

「家庭環境調査書」の緊急連絡先は、必ず連絡がとれる電話番号をご記入ください。

- 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
本校生徒が加入する互助共済制度です。掛金年額 920 円のうち、保護者負担は 460 円です。入学時に同意書をご提出いただき、在学中は毎年度加入いたします。
- 学校感染症
インフルエンザなど、学校保健法で定められた学校感染症による出席停止の扱いにつきましては、法律に基づいた対応をしています。出席停止の解除には、医師の署名・印のある「登校許可書」が必要になりますので、登校時には必ず生徒が持参するよう、お願いいたします。（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は除く）

※「登校許可書」は本校ホームページからダウンロードできます。

主な学校感染症と出席停止期間

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日経過するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後、2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師の判断により、感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・ その他の感染症 ※	感染の恐れがなくなるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

- ※ どの感染症も、日数を数える際は0日目から数えます。
（例：「発症した日から5日を経過し」の場合、発症した日は0日目となります。）
- ※ 「その他の感染症」の対象になるか否かは、かかりつけ医の証明書等を参考に、学校医の助言を踏まえ学校長がその判断を行います。出席停止の指示が出されるかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における発生・流行の様子などをもとに判断されます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据え、医療機関の発熱外来のひっ迫等を回避するため、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに関しては、従来の「登校許可証」を求めません。

2. 生徒心得

○ 学校生活について

(1) 授 業

- ①授業には、積極的にのぞむこと。
- ②授業時間と休み時間のけじめをしっかりとつけること。
- ③教科書等授業で使用するものは、しっかり準備すること。
- ④自分でスケジュール管理をおこない、持ち物等を確認すること。

(2) 校内での態度・行動

- ①生徒相互の思いやりの心を持って生活すること。
- ②外来者・教職員や生徒間において礼儀正しくふるまうこと。
- ③諸届け・提出物は期日を守ること。

(3) 公共物の扱い

- ①校舎、校具及び備品を責任ある態度で扱い、整理整とんを心がけること。
- ②下校時には、戸締まりやスイッチの点検をすること。

○ 校外生活において

(1) 校外生活における時間は、有効に、計画的に使うこと。

- ①予習や復習をきちんとすること。
- ②余暇は有意義に過ごすこと。

(2) 生徒として節度ある行動や交友関係を持つようにすること。

- ①風紀上好ましくない場所への出入りはしないこと。
(ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場などへの出入りは保護者同伴。)
- ②夜間の外出は慎むこと。
- ③お互いの人間性を高めるような明るく品位ある交友関係を持つこと。
- ④校外での個人的会合などに参加する場合は、きちんと保護者の許可を得て、各自の責任のもとに行動すること。
- ⑤交通規則を守り、違反や事故のないように注意すること。
- ⑥スマートフォン・パソコンを経由して、他人を傷つける言動や書き込み等をはじめとする法に触れる行為をしないこと。(中学生の年齢においても犯罪とみなされる場合があります。)
- ⑦本校の生徒会役員選挙以外の選挙活動や政治活動等をしないこと。

○ その他

(1) 身分証明書(カード型)は常に携帯すること。

※諸事情のため、欠席・遅刻・早退をしようとする者は、電話またはさくら連絡網にて、保護者から担任に連絡をしてもらうこと。

(2) 所持品には名前を明記すること。

(3) 必要以上の金銭をもってこないこと。財布は長財布等大きなものは避け、小銭入れ等を利用する。

(4) 金銭、物品の貸し借りをしないこと。

(5) 携帯電話またはスマートフォンの持ち込みは可能だが、保管・使用の方法は次のルールを守ること。

- ・朝の SHR の際、携帯電話等の電源を OFF にして財布等の貴重品とともに小さな巾着袋に入れて担任に必ず預けること。また、巾着袋には必ず記名すること。帰りの SHR で返却された後は常に身につけるよう心がけ、管理には十分注意すること。
- ・一般の方の迷惑にならないよう、場所をわきまえて使用すること。また家庭との連絡に限定する。
- ・学校敷地内での使用が発覚・発見された場合は、学校で一時預かったうえ指導対象とする。
- ・歩きながらまたは自転車運転中のスマートフォンの使用や通話は厳禁。
- ・ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)に関しては、原則スマートフォン使用のルールに準ずる

(6) 配布される iPad については、学校で定められたルールを守り使用すること。(後日配布・確認)

(7) 頭髪、服装等の規定

- 本校の教育理念に基づいた頭髪、服装を心がける。

① 頭髪など

- 「清楚、端正」を心がけ、男子は耳、目、襟にかからないようにする。
- ツーブロック、モヒカン、スキンヘッド等、加工の著しい髪形は禁止する。
- 女子は活動にあわせてヘアゴムで縛る。この際、色は黒、紺、茶色とし、安全なものを使用する。
- 整髪料の使用、染毛、脱色、パーマ、付け毛、眉の加工、ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品、マニキュア、付け爪、色付きリップ、化粧など、学校生活に必要なものは禁止する。
- その他、事情がある場合は生徒指導部に相談する。

② 制服

- 制服は加工しない。
- 夏服時（6月～9月）は、制服に加え、指定のポロシャツおよび白のポロシャツも着用可とする。
- 冬服時（10月～5月）は、制服に加えセーターも着用可とする。また校内でのみセーター姿での活動も可能とする。
- Yシャツおよびブラウスの下は、白または薄い色の下着に限る。濃い色や柄があるものは禁止する。
- セーター、ニットベストは学校指定（男子、紺、女子、アイボリー）に加え、Vネックの無地のセーターに限り着用可とする。また、編み込み、ライン、ポケットの無いものとし、色は黒、グレー、紺、アイボリー、白とする。ただし、2cm程度のワンポイントは可とする。なお、カーディガン類およびフード付きの衣類の着用は禁止する。
- 女子のスカート丈については、直立姿勢ですそが膝にかかること。
- スラックス着用時のベルトは黒または紺色に限る。またスラックスはウエスト部分でベルトをしめ、すそをひきずらない。

③ ソックス

- 男女とも一年を通してソックスを着用すること。ただし、ルーズソックスやレッグウォーマーのようなものは禁止する。
- 女子は、冬服を着用するときは紺のハイソックスまたは無地のタイツ（黒）、夏服を着用するときは学校指定の白のソックスまたは白のハイソックスを着用すること。ただし、タイツの場合はハイソックスをはかなくてもよい。なお、スラックス着用時はこの限りではない。
- 行事等にあわせ、学校がソックスの色や長さを指定することがある。

④ 靴

- 通学用靴は黒の革靴（装飾のない華美でないもの）、白あるいは黒の運動靴を使用する。靴ひもも白あるいは黒のものとする。ただし、バスケットボールシューズやブーツなどは使用しないこと。
- 緊急時の安全確保のため、かかとの高い靴は避けること。ただし、大雨の時は水が入りやすい靴、降雪時は滑りやすい靴をできるだけ避け長靴等を使用して安全確保に努めること。
- 校舎、体育館、武道館では指定の上履きを使用すること。校舎から体育館または武道館に移動する際は、上履きを上履き袋に入れ、通学用靴で移動すること。

⑤ コートおよび防寒着

- 制服の上に着用するコートおよび防寒着は、学校指定のもの、あるいは機能的で危険がないものとする。ただし、華美でないものとする。

メディア編



1. 本校ホームページ

- URL <https://www.ygjh.ed.jp>
- 内容 教育活動紹介、アルバムなど

2. 公式アカウント

本校では、生徒・保護者への情報発信や緊急時の連絡手段として、Facebook・Xの公式アカウントを運用しています。アカウントをお持ちでない方も、本校ホームページ上で同じ内容をご覧いただけます。また、入試広報用に、Instagram・LINE 公式アカウントを運用しています。

- 公式 Facebook ページ www.facebook.com/ygjh.ed.jp
- 公式 X アカウント @OfficialYGJH
- 公式 Instagram @yamanashi_gakuin_chu

3. さくら連絡網

個人情報保護法の施行に伴い、本校では「緊急電話連絡網」に代わる「さくら連絡網」のシステムを導入しています。緊急電話連絡網は配布しておりません。

4. メディアへの生徒の写真掲載

生徒の写真をパンフレット、ホームページなどのメディアに掲載することについて、入学時に承諾をいただいています。次の一覧を参考に、「出版物・メディア等への写真掲載についての承諾書」のご提出をお願いいたします。

- <参考> ※写真掲載があるもの
- ・本校学校案内（パンフレット）
 - ・生徒募集関連のチラシ及びポスター
 - ・テレビ番組
 - ・新聞、雑誌の取材記事
 - ・学術本（論文）
 - ・ホームページ、X、Facebook、Instagram（それぞれ本校公式のアカウント）

5. 緊急時の連絡方法

緊急度別に本校からさまざまな手段で情報発信を行いますので、生徒、保護者の皆さまは、以下のいずれかの情報を必ずご確認ください。

	想定される事態	X Facebook	さくら 連絡網	ホーム ページ
緊急度A	生徒の生命に関わる災害発生時 (大地震・噴火・火災など)	○	○	○
緊急度B	学校運営や安全に関するお知らせ (臨時休校・学級閉鎖、行事の中止、 事件・不審者情報など)	○	○	○
緊急度C	登下校や日課に関するお知らせ (急な日課変更や確認など)		○	